高知県漁業協同組合 水産業事業継続計画(BCP) 【清水ブロック】



令和6年2月改訂(第6版)

はじめに

東日本大震災では、地震・津波により多くの漁港で荷捌施設などの機能が失われ、水産物の生産流通活動が長期にわたり停止した。

高知県においても、今後30年以内に70%程度の確率で発生することが予想される南海トラフ地震で、東日本大震災と同様の被害が予想される。このため、高知県漁協では、漁業者はもとより市場関係者の生活を守ることや地域経済への影響を抑えることを目的とした、水産業事業継続計画(以下「BCP」という)を策定する必要がある。

高知県漁協BCPの策定にあたっては、管轄するエリアが広く、漁業形態等も地域ごとに様々であることから、各地域の特性を考慮したBCPとすることが重要であり、まずは県内を5ブロックに分割し、それぞれのBCPを策定することとする。

将来的には、それぞれのブロックを包括する高知県漁協BCPを策定することを前提として、この高知県漁協清水ブロックBCPを策定する。

目次	
項目	ページ
1. 基本方針	3
2. 対象とする地震・津波とそれによる被害イメージ	4-7
3. BCPの対象とする事業と目標再開時間	10-11
4. 高知県漁協清水ブロックの体制	12-13
5. 事業に必要となる資源	14-16
6. 地震・津波発生後~事業再開までのフロー	17
7. 被害の想定・影響と、早期に水産物の生産流通活動を再開させるための対策	18-24
8. BCPを活用するための普及、啓発・訓練	25
9. 点検・改善	26-27
10. 今後の検討課題	28
11. 関係資料	28-31

1. 基本方針

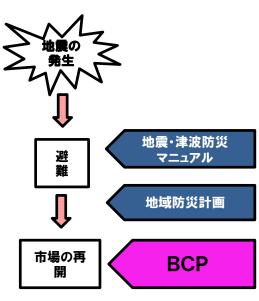
1-1 基本方針

清水ブロックのBCPの基本方針を以下のとおり定める。

- (1) 地震・津波発生時には、まず第一に漁業者、漁協職員及び市場関係者等の人命 の安全を確保する。
- (2) 地震・津波が発生しても、被害を最小限にとどめるための対策を講じる。
- (3) 被災しても、水産物の生産流通活動を早期に再開する。
- (4) これらの目的を達成させるため、普及、啓発・訓練を定期的に行い、BCPの点検・改善を実施する。

1-2 地震・津波防災マニュアル等との連携

地震・津波発生時の避難行動については、すでに作成されている「地震・津波防 災マニュアル」や市町が策定する「地域防災計画」等により行い、水産物の生産流通活動の早期再開に向けた行動については本BCPにより行うこととする。



1-3 対象とするエリア 本BCPの対象とするエリアは以下のとおりとする。



2. 対象とする地震・津波とそれによる被害イメージ

2-1 対象とする地震・津波 高知県において想定される最も大き な災害である<mark>南海トラフ地震</mark>を対 象とし、本BCPで想定する規模等は 左のとおりとする。

	安政南海地震クラス
規模	M8. 4
震 度	6弱

2-2 各支所における最大津波高、地盤変動量、津波到達時間について

漁協支所名	最大津波高さ (満潮時)TP上	地盤変動量	第1波到達時間~最大波到達時間
清水統括支所	6.5m	71cm(隆起)	6分(20cm) → 23分(最大)
以布利支所	6.8m	102cm(隆起)	5分(20cm) → 71分(最大)
下ノ加江支所	8.4m	82cm(隆起)	5分(20cm) → 24分(最大)
下川口支所	8.2m	54cm(隆起)	4分(20cm) → 41分(最大)
布支所	6.1m	85cm(隆起)	4分(20cm) → 23分(最大)
窪津支所	5.9m	100cm(隆起)	4分(20cm) → 69分(最大)

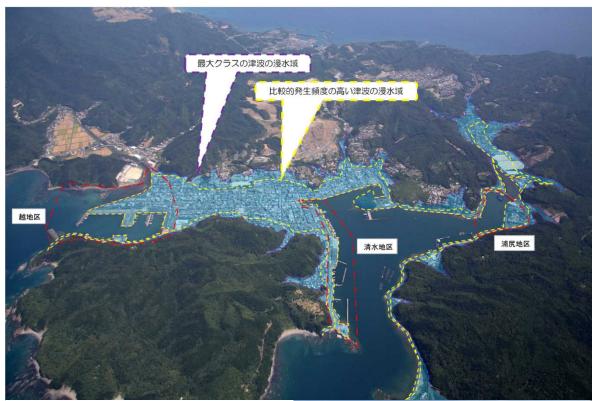
*第2次高知県地震対策基礎調査(平成16年3月)より

この地震により考えられる主な被害を以下のとおり想定。

- ◆広域的な地盤の隆起
- ◆岸壁、道路、用地などの破損
- ◆荷捌所の天井まで浸水
- ◆市場施設の破損もしくは倒壊
- ◆市場内の資材の多くが流失
- ◆市場内の資材やその他のものが漂流物化
- ◆漁協事務所が浸水
- ◆漁港内に多くのガレキが散乱
- ◆全ライフライン断絶
- ◆幹線道路の寸断

※この想定はあくまでイメージをつかむためのものであり、上記の地震により 発生する被害とは大きく異なる場合がある。

清水港 津波高6.50m

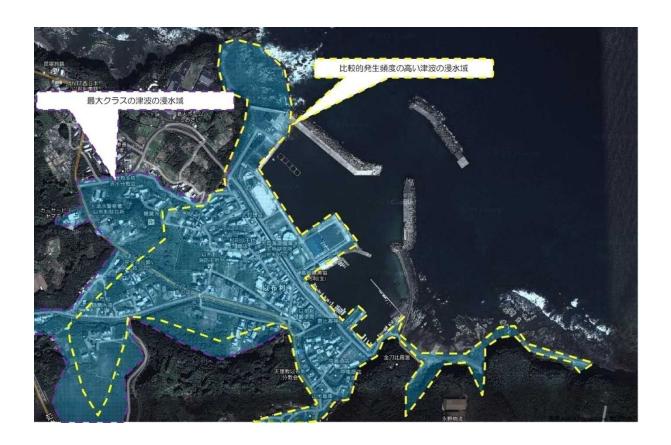


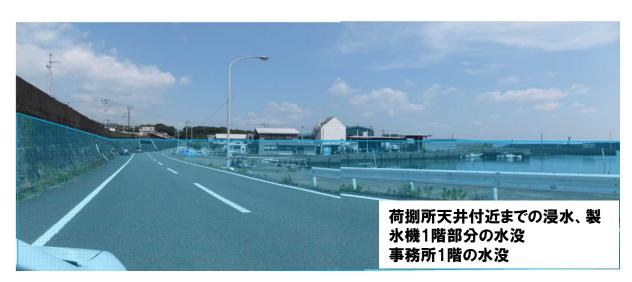




※この画像はイメージであり、浸水区域、浸水深等は高知県や各市町村のホームページなどの情報をもとに、実際に現地で確認する必要がある

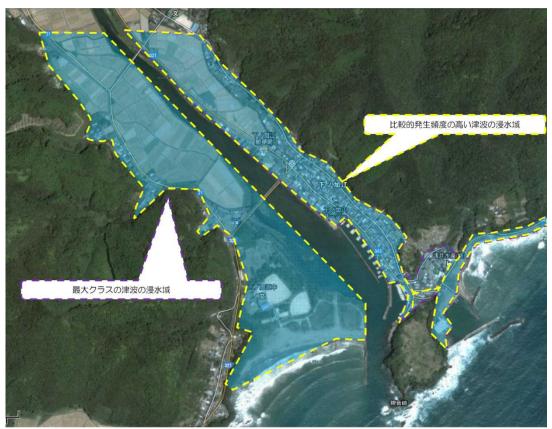
以布利漁港 津波高6.80m





※この画像はイメージであり、浸水区域、浸水深等は高知県や各市町村のホームページなどの情報をもとに、実際に現地で確認する必要がある

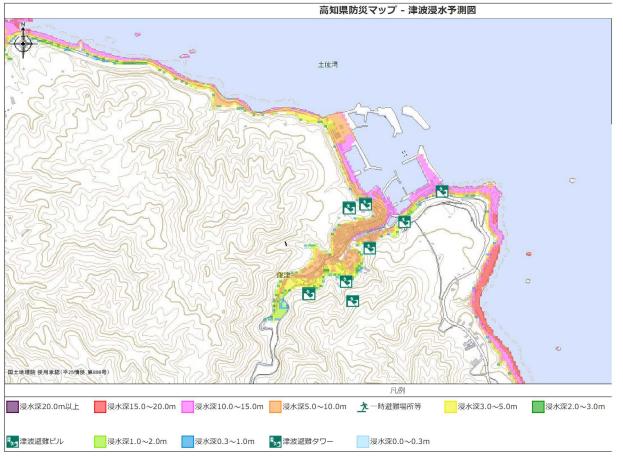
下J加江漁港 津波高8.40m



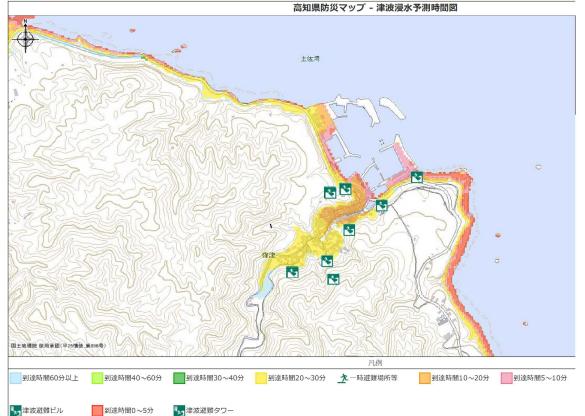




※この画像はイメージであり、浸水区域、浸水深等は高知県や各市町村のホームページなどの情報をもとに、実際に現地で確認する必要がある









3. BCPの対象とする事業と目標再開時間

3-1 BCPの対象とする事業

水産物の生産流通活動を早期に再開するためには、特定の事業(重要業務)に注力することが必要である。清水ブロックにおける事業は以下のとおりであり、売上や取引先、社会的な影響などを考慮した結果、清水ブロックとしては<u>販売事業(市場での活動)を優先して復旧・再開していく。</u>しかし、一度にすべての漁港を復旧することは困難なため、漁港施設周辺の敷地、建築年数などを考慮し<u>水揚げと、漁協機能の集約を行う。</u>また、販売事業を早期に再開するために必要となるその他の事業の業務についても考慮しておく。(燃油、氷、保険など)

	評価要素					
事業 名	売上への 影響	漁業者へ の影響	取引先への影響	社会的な 影響	総合評価	
購買事業	0	0	×	×	0	
販売事業	0	0	0	0	0	
製氷事業	0	0	0	×	0	
利用事業	Δ	×	×	×	×	
指導事業	Δ	×	×	×	×	
無線事業	×	0	×	×	Δ	

3-2 目標再開時間

地震・津波により被災した場合でも、水産物の生産流通活動を早期に再開させるために、以下のとおり目標再開時間と再開時に目指す事業のレベルを設定する。

目標再開時間 : 被災後1ヶ月

再開時のレベル : 釣り漁業の水揚が可能となるレベル

3-3 漁協機能の集約について

漁協機能は、清水市場へ集約する。ただし、以布利市場の被災状況により早期の再 開が可能と判断した場合は、以布利市場への集約も行う。状況別の体制は下表の通り。

清水市場へ集約する場合

現在の市場	職員数	集約後の市場	集約後職員数	備考
清水統括支所	16名			
足摺岬事務所	1名			
下川口支所	1名			
以布利支所	2名	清水統括支所	31名	釣り 小・大型定置
下ノ加江支所	4名			
布支所	1名			
窪津支所	6名			

清水市場と以布利支所の両方へ集約する場合

現在の市場	職員数	集約後の市場	集約後職員数	備考
清水統括支所支所	16名			
足摺岬事務所	1名	清水統括支所	18名	釣り 小・大型定置
下川口支所	1名			
以布利支所	2名			
下ノ加江支所	4名	以布利支所 又は	13名	釣り
布支所	1名	される 2津支所	134	小・大型定置
窪津支所	6名			

4. 高知県漁協清水ブロックの体制

高知県漁協清水ブロックのBCPを平常時に運用する体制、点検・改善する体制、及び地震・津波発生後~事業再開までに対応する体制は以下のとおりである。

4-1 平常時の体制

平常時から漁業者、漁協職員及び市場関係者等への普及、啓発・訓練に取り組むとともに、常に点検・改善を行うため、以下の体制で取り組むこととする。

役職	氏名	職名	担当業務		
責任者		統括支所長	平常時の体制全般を統括		
副責任者		統括副支所長	責任者を補佐し、責任者不在の場合はその 職責を代行		
	(0)	指導共済主任			
		下ノ加江支所長			
普及・啓発		以布利支所長	本計画の周知等、防災意識の向上に向け た取り組みを実施		
担当者		窪津支所長			
		下川口支所主任			
	(0)	事業部主任	避難訓練の実施や図上訓練等、南海地震		
訓練、点検・改善 担当者		総務部職員	発生時の対応能力を身につけるための取り		
		下ノ加江支所職員	組みを実施		

- *漁協の異動で担当が変更した場合、随時見直しを行う。
- (令和4年8月時点での支所職員名を記載)
- ***名前の後ろに(○)が付いた職員を各担当のリーダーとする。**

4-2 地震・津波発生後~事業再開の体制

地震・津波発生時には、災害対策本部を設置し、地震・津波発生後の対応、事業再開に向けた対応にあたるものとする。これらについては、以下の体制で取り組むこととする。

役職と担当

役職	氏名	職名	担当業務
災害対策本部長		理事	災害対策本部全般を統括
災害対策副本部長		理事	災害対策本部長を補佐し、本部長不在の場 合はその職責を代行
外部連絡担当者	(0)	統括支所長	漁業者や市場関係者の安否確認等を担当
7、即连桁担3有	各支所責任者	支所長等	温泉省で印場民体省の女百唯恥寺を担当
	(0)	統括副支所長	
		下ノ加江支所長	
資材調達担当		以布利支所長	地震発生後に事業を再開するために必要と なる資材等の調達に関する業務を担当
		窪津支所長	
		下川口支所主任	
	(0)	統括副支所長	
		事業部主任	
		指導共済主任	
施設復旧担当		下ノ加江支所職員	地震発生後に事業を再開するために必要と なる施設の復旧に関する業務を担当
		以布利支所主任	
		窪津支所職員	
		統括支所主任	
	(0)	総務部職員	
		指導共済職員	地震発生後に事業を再開するために必要と
資金関連担当		総務部職員	なる資金の調達に関する業務を担当
		事業部職員	

^{*}災害の状況によって以布利又は窪津市場を同時に復旧し使用すると判断した場合は、支所長を市場責任者とし、各担当内で清水及び以布利又は窪津担当に振り分ける。

^{*}異動で担当者が変わった場合は随時担当を見直す。また被災により担当者が職務困難になった場合でも対応できるよう、地区委員など漁業者との連携を考慮した体制をあらかじめ構築しておく。

^{*}各支所の外部連絡担当者は各地区の地震・防災マニュアルにある連絡網の各責任者と連絡を取り、集約し、災害対策本部へ連絡する。

^{*}名前の後ろに(○)が付いた職員を各担当のリーダーとする。

5. BCPの対象とする事業に必要となる資源(販売事業)

5-1 事業に必要となる資源 販売事業に必要な主な資源を7つに分類して示す。

漁業者(人) 200+ α 35+ α 清水統括に含 20+ α 39 5		-1 -1-7					<u> </u>			
漁協職員(人) 16	布 窪津支所	下ノ加江	以布利		下川口	清水統括	源	資	分類	
仲買人(人) 90	5 100+α	39	20+α		35+α	200+α	5(人)	漁業者		
仲質人(人) 90 20 20	1 6	4	3	1	1	16	員(人)	漁協職	٨	
外郭節設 防液堤、護岸等、消液プロック 水域節設 総路、泊地 岸壁等 輸送節設 岸壁等 輸送節設 野港道路 一	- 7	20	-	_	_	90	(人)	仲買力		
水域施設 株置施設 岸壁等 株置施設 岸壁等 株置施設 岸壁等 株置施設 東壁等 株置施設 東西(台) 大札所 市場に設置 一 一 一 一 一 一 一 一 一	- -	_	_	_	_	_	皆(人)	来訪者		
保留施設 保留施設 開港道路 所御所(㎡) 3.300m² - - 299m² - -		ロック		防波堤			外郭施設 水域施設			
輸送施設 一										
施設								<u> </u>		
漁協事務所 鉄骨2階建	Т	ı		 			荷捌所(㎡)			
入札所 市場に設置 一 市場に設置 一 一 市場に設置 一 一 市場に設置 一 一 市場に設置 一 一 一 市場に設置 一 一 一 一 一 一 一 一 一	1,000	-		_	_	·				
上架施設	1	-		_	_					
Man	ー 市場に設置	-	市場に設置	_	_	市場に設置	儿所	入木	施	
タンク(基) A重油 50K(地下) 50K(地下) 50K(地下) 20K(地下) 30K 48K(地下) 10K(地下) 3 廃油タンク 1 1 2 漁船(隻) 306 135 清水統括に含 まれる 50 45 7 週別機(台) フォークリフト(台) 6 1							施設	上架	設	
軽油 50K(地下、越)(休止中) 20K(地下) 30K 28K(地下) 10K(地下) 3 廃油タンク 1 1 1 1 1 1 漁船(隻) 306 135 清水統括に含まれる 50 45 7 選別機(台) - - 1 4 フォークリフト(台) 6 1 1 1 1 車両(台) 5 0 1 1 1 1 株機械 海水導入施設 1 1 1 1 1 1	30K(地下)		20K		50K(地下)	50K(地下)	A重油			
漁船(隻) 306 135 清水統括に含まれる 50 45 7 選別機(台) - - - 1 - - 選別台(台) 1 - 1 4 フォークリフト(台) 6 1 1 1 1 車両(台) 5 0 1 1 1 1 ホイストクレーン 5 2 2 2 15 1 機械 海水導入施設 1 1 1 1 1 1	OK(地下) 30K(地下)	1	30K		20K(地下)	50K(地下、	軽油			
選別機(台) 1	1	1					廃油タンク			
選別機(台) 1 - 1 選別台(台) 1 - 1 4	7 101	45	50		135	306	(隻)	漁船		
フォークリフト(台) 6 1 1 1 1 車両(台) 5 0 1 1 1 1 ホイストクレーン 5 2 2 2 15 1 機械 海水導入施設 1 1 1 1 1 1			1				幾(台)	選別機		
車両(台) 5 0 1 1 1 ホイストクレーン 5 2 2 2 15 1 機械 海水導入施設 1 1 1 1 1 1	8		4	1	_	1	音(台)	選別台		
ホイストクレーン 5 2 2 2 15 1 機械 海水導入施設 1 1 1 1 1 1	2	1	1	1	1	6	リフト(台)	フォークリ		
機械 海水導入施設 1 1 1 1 1	1 3	1	1	1	0	5	(台)	車両		
	1 4	15	2	2	2	5	クレーン	ホイスト		
冷海水装置 30t/日 1t/日 10t/日 5t/日 12t/日	2	1	1	1	1	1	海水導入施設		械	
	10t/日	12t/日	5t/日	10t/日	1t/日	30t/日	冷海水装置			
製氷施設 10t/日×2 3t/日 1(小型製氷機)	小型製氷機) 5t/日×2	1(3t/日			10t/日×2	製氷施設			
貯氷施設 20t×2 1 5t 15t 1(小型冷凍庫)	ト型冷凍庫) 10t×2	15t 1(5t		1	20t×2	施設	貯氷		
冷凍·冷藏施設 冷凍庫2 1 30t 1,000t	冷凍庫2	1,000t	30t		1	冷凍庫2	蔵施設	冷凍・冷		
給油機 4 2 2 3 1	1 2	3	2		2	4	由機	給油		

分類	資源	清水統括	下川口	足摺岬	以布利	下ノ加江	布	窪津支所
	燃料入荷先	県漁協本所	県漁協本所	県漁協本所	県漁協本所	県漁協本所	県漁協本所	県漁協本所
	パレット枚	50		5				
	1tタンク(個)	50		25	40	20		60
	200Lタンク							
	プラかご(個)	250	0	0	0	40	10	150
i *	魚函(個)							
資 材	活魚用水槽	5			1t×3			
	大はかり(台)	3	1	2	2	2		5
	小はかり(台)	2	2	2				
	台車(台)	10	4	2	2			3
	入札用具	1				1		1
	氷			•	•			•
	パソコン(台)	15	1		3	4	2	6
	複合機(台)	3						
	プリンター(台)	3	1	1	1	1	2	1 1
	FAX(台)	1				1	1	
情 報 通 信	インターネット回線	1	1	1	1	1		1
信	電話回線(回線)	3	1	1	1	1		2
	電話機(台)	13	3	2	3	4	2	10
	公衆電話							
	テレホンサービス							
	重要書類	2階倉庫						倉庫·事務所
ライフライン	電気							
	ガス(プロパン)	(株) 五光商事	_		イワタニ		高知日商プロパン	
	上水道							
資金	漁業者操業資金							
金	漁協運転資金							

5-2 事業に必要となる資源の内、最重要資源の取得に関する検討事項

○漁船(被災後に利用する共同利用船について)

- ・各港湾に係留してある遊休船(船外機船)の買い上げと高台保管
- 被災後に残った漁船の漁協用船化等の事前協議
- •5t級釣漁船及び定置網船、船外機船の建造と機器類購入に関して、
 - ■他地域造船場のリストアップとそれらとの協定等
 - ■推進機関、漁船機器等購入にかかるメーカー支店、工場の リストアップとそれらとの協定等

〇燃油

・被災直後からの清水統括支所(状況によっては以布利)への配給油の ためのポータルブルタンクの配置などについて<u>燃油供給業者との協</u> 議、協定等

〇氷

・清水統括支所(状況によっては以布利も)の製氷施設整備会社へ被災 直後からの復旧について協議、協定等を締結。<u>応急的な氷の取得</u> は県内の被害を受けなかった、もしくは復旧の早かった他施設より搬送

○漁具(被災後の共同利用について)

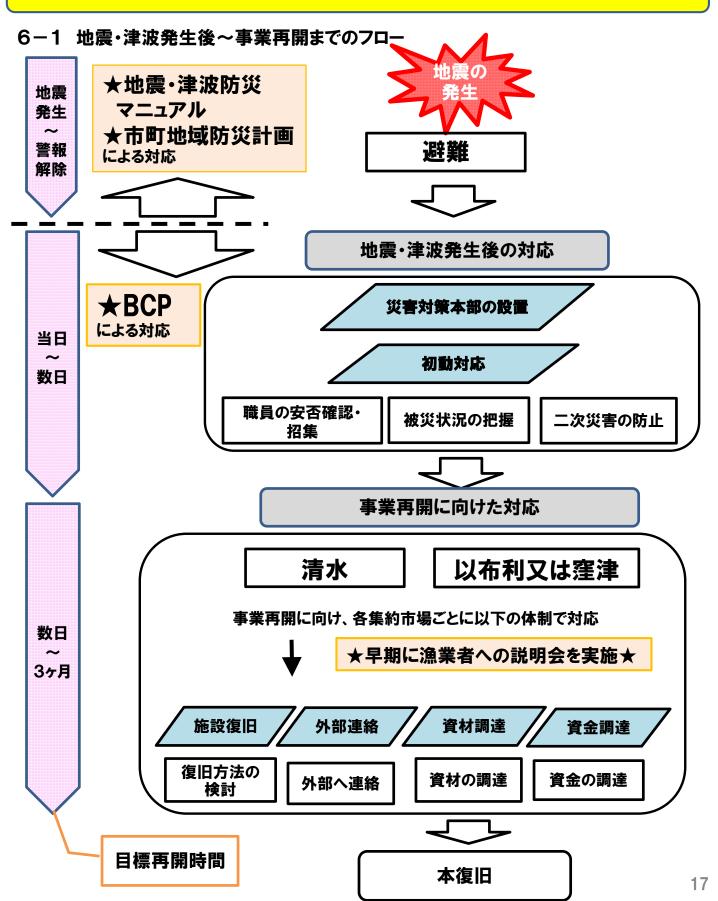
・被災直後は全国的な資材不足が懸念されるため、<u>予備品の高台施設</u> 等への保管

〇荷捌所での漁獲物受け取りに必要な備品等

・被災後、県漁協として各支所に必要な<u>予備数量のリストアップ</u>と 一括購入及びその高台への保管等

*その他の事業再開に必要な事前対策は、第7項(16~20ページ)の表へ記載。

6. 地震・津波発生後~事業再開までのフロー



7. 被害の想定・影響と、早期に水産物の生産流通活動を再開させるための対策

7-1 地震・津波発生後の対応の具体的な項目

項目		項目	内容
災害	災害対策本部の設置		※地震・津波発生時の体制により、清水統括支所に設置し、 市場の統合を行う(被災状況次第)
	職員の多	そ否確認・招集	※地震・津波防災マニュアル「第4章避難・安否確認」による
	被災 状況の	漁港施設	・漁港施設(防波堤、航路、岸壁など)の被災状況の把握 ・漁港内の海面や海底の障害物の確認
	把握	市場内	・漁協事務所、備品等の被災状況の把握 ・ライフライン等の被災状況の把握 ・パソコンやシステムの被災状況の把握
初動対応		漁協事務所	・漁協施設の(荷捌き所、製氷施設、燃油施設等)の被災状況の 把握
心		漁港周辺	・漁船、養殖・蓄養小割の被災状況の把握 ・漁港周辺の海面や海底の障害物の確認
	二次	災害情報による対応	※地震・津波防災マニュアル「第4章避難・安否確認」による
	災害の 防止 	危険箇所の 把握	・危険な箇所の確認(危険な箇所へは立ち入らない) ・立ち入ると危険な箇所へはバリケード等を設置
		重要書類の保護	・重要書類は安全な場所へ持ち出す

7-2 震災発生から目標再開時間までの取組内容

		·	
 担当 	震災発生~ 数日間	数日間~1か月	1か月~3か月
漁協	·初動対応 ·安否確認等 ·状況確認	・使用可能漁船の用船・施設復旧工事発注・共同利用漁船の発注・保険金等の支払い手続き	・使用可能漁船の用船・施設復旧工事発注・共同利用漁船の発注・保険金等の支払い手続き
漁業者	·初動対応 ·安否確認等 ·状況確認	・ 漁港内海面における臨時的航路の整備(航行可能エリアへの目印の設置など) ・物資の輸送支援 (味 L)	(用船による) ・漁港周辺、漁港内及び漁場などの海面 や海底の障害物の確認 (陸上) ・市場整備 ・漁船、漁具等の修理、発注等の補助

7-3 施設復旧担当の具体的な対応

資源の分類	項目	内容
	漁港施設	・漁港施設の被災状況の把握 ・土木事務所へ応急工事等の要請
施設	漁港区域外	・道路などの被災状況の把握 ・道路管理者へ応急工事等の要請
	荷捌所等	・建屋などの被災状況の把握
	復旧計画の検討	・仮設市場など復旧計画の検討 ・漁港施設の応急工事の検討・要請

分類	資源	被害想定	影響	事前対策	事業再開に向けた対策	
	外郭施設	倒壊、消波ブロック 等の飛散	大	・耐震、耐津波化への 改良(越地区)		
	水域施設	漂着物、流入土砂 等による埋塞	大		・被災状況の把握	
	係留施設	沈下、ガレキの散乱、 用地の液状化 大		・耐震強化と用地の 液状化対策(越地 区)	・土木事務所等へ連絡・応急的な資材の手配	
	輸送施設	液状化による路面 の凹凸、 ガレキの散乱	大			
施設	漁協事務所	軽微な損傷、ガレキの散乱	中	・重要な設備、書類は 2階の高所へ配置 ・施設倒壊時の代替 場所の検討	・被災状況の把握・作業スペースの確保・代替場所への漁協機能の移転	
	荷捌所入札所	1階部分の水没	中	・仮設テントの手配先の確保	・被災状況の把握 ・使用不可能な場合は、仮 設テント等を用いる	
	上架施設	損傷、ガレキの散乱	中	・耐震、耐津波化への 改良	・応急的な資材の手配	
	燃油タンク 流失		*	・耐震化 ・流出時を想定し、 ポータブルタンクの 早期手配等につい て燃油供給業者と の事前協議及び協 定の締結	・被災状況の把握 ・業者への発注 19	

7-4 外部連絡担当の具体的な対応

外部連絡 担当 人、 ライフライン、 情報通信 人 ・安否確認 はおほどのかけ	担当		資源の分類	項目	内容
サが連絡 ライフライン、 ライフライン ・ライフラインの復旧手配 担当 情報通信			A	人	・安否確認
情報用信		ライフライン、	ライフライン	・ライフラインの復旧手配	
情報週間 ・情報週間 ・情報週間 ・情報週間 ・			情報通信	・情報通信手段の確保	

11					
分類	資源	被害 想定	影響	事前対策	事業再開に向けた対策
	漁業者	死亡 行方不明	大	・防災教育、避難訓練の実施	・安否確認、漁船や漁具の被災状況の把握・組合員名簿
	漁協職員	負傷	大	・安否確認のための緊急連絡 体制の確立	・安否確認、招集
					・役員・職員名簿
Α	仲買人		大		・安否確認 ・仲買人名簿
	来訪者		大 大	・ハザードマップや避難場所経路図の掲示	・避難場所への誘導
	電気	断絶	大	・緊急時連絡先の把握	・四国電力、電気工事業者へ 連絡
ララ イイ ンフ	ガス	断絶	小	・代替手段の確保	・ガス業者へ連絡
	水道	断絶	大	(発電機・飲料水等)	・市町水道課、
					・水道業者へ連絡
	パソコン	流失、故障	*	 ・データのバックアップ 	・バックアップデータの利用
				・複数個所にデータ保管	・機器の購入手配
				・購入手配先の確保	
	インター	断絶	 大	・緊急連絡先の確保	・回線業者への連絡
	ネット回線	性 形	_	・代替通信手段の確保	・復旧工事
	電話回線	断絶	大		
情 報	電話機	流失、故障	大	・購入手配先の確保	・購入手配
通信	複合機	流失、故障	中	・代替通信手段の確保	・修理、購入
. -	公衆電話	流失、故障 断絶	小	 ・購入手配先の確保	
	テレホン サービス	流失、故障	小	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	* 多柱、
	重要書類	流失	大	・重要書類のリストアップ	・二次災害に備えて資料の持ち出し
				・可能な限り高所で保管	20

7-5 資材調達担当者の具体的な対応

資源の分類	項目	内容	
	被災状況の把握	・資材の流出や損傷状況を把握	
機械、資材	必要な対応の検討	・調達計画の立案 ・資材の調達先へ連絡し手配	

		· •••			
分類	資源	被害 想定	影響	事前対策	事業再開に 向けた対策
	漁船	流失、故障	*	・利用漁船全船の漁船保 険への加入促進 ・遊休船の高台保管 ・造船所のリストアップ及 び協定の締結 ・漁船機器等のメーカーの リストアップ及び協定の 締結	・被災状況の把握 ・リストアップ及び協定を結んだ 業者への連絡
	フォーク	流失、故障	大	・購入手配先の確保	・修理購入手配
	リフト	ル人、吹呼		・補助事業のリスト化	・台車等で運搬
機械	トラック (車)	流失、故障	大		・修理購入手配
	ホイスト クレーン	故障	中		・修理・購入手配
	海水	電気系統		・修理手配先の確保	・修理、購入手配
	導入施設	ポンプの故障	中	・発電機及びポンプの	・発電機、ポンプを
				・リース手配先の確保	手配し対応
	製氷・ 貯氷施設	倒壊、故障	大	・購入手配先の確保・補助事業のリスト化	•復旧手配
	給油機	倒壊、故障	大		•復旧手配
	燃料	燃料タン	大	・被災状況及び残量	・燃油タンクの被災状況の確認
		クの流失		・確認体制の確立 ・購入手配先の確保	・購入手配先の確保
	漁具	流失	大		・購入手配先の確保
資材	パレット タンク等	流失	大	・予備品の備蓄 ・購入手配先の確保 ・予備品は高台倉庫内に保管	・予備品の活用
	はかり・台車入札用具等	流失	中	(固定)	
	氷	製氷機の 倒壊、故障	大	・代替購入先の選定	・製氷施設の普及手配 ・他市場より輸送

7-6 資材調達担当者の具体的な対応

資源の分類	項目	内容	
資金	運転資金	・経営に必要な資金の把握、調達	
	応急対策	・応急対策に必要な資金の把握、調達	
	補助金・保険の申請	・補助金、保険の申請	
	その他		

分類	資源	被害想定	影響	事前対策	事業再開に 向けた対策
3:de	漁業者の 操業資金	漁船、漁具の被害に よる負担の増加	大	・漁業者への普及啓発 ・対応の事前把握	・資金調達の支援
資金	漁協運転資金	事業の停止、復旧に よる負担の増加	大	・各種保険等への加入・資金調達先の確保	・復旧費用等の把握 ・資金調達

連絡先一覧①

	名称	電話番号	備考
人施設	高知県水産振興部	088-821-4829	
	土佐清水漁業指導所	0880-82-0569	
	土佐清水市産業振興課	0880-82-1115	
	高知県漁協清水統括支所	世部 088-821-4829 日導所 0880-82-0569 世振興課 0880-82-1115 N 統括支所 0880-82-1221 市利支所 0880-82-8031 プ加江支所 0880-84-0321 川口支所 0880-84-0311 を所 0880-84-0014 習事務所 0880-82-0241 申支所 0880-82-7111 別課 088-821-4615 所 0880-34-5222 事務所 0880-82-1228 世	
١,	高知県漁協以布利支所	0880-82-8031	
^	高知県漁協下ノ加江支所	0880-84-0321	
	高知県漁協下川口支所	0880-86-0311	
	高知県漁協布支所	0880-84-0014	
	高知県漁協足摺事務所	0880-82-0241	
	高知県漁協窪津支所	0880-82-7111	
	高知県漁港漁場課	088-821-4615	漁港
	幡多土木事務所	0880-34-5222	県管理漁港·港湾
**	土佐清水土木事務所	0880-82-1228	県管理漁港·港湾
肥設	土佐清水市産業基盤課	0880-82-1232	市管理漁港
	高知県港湾・海岸課	088-823-9885	港湾、海岸
	国土交通省 四国地方整備局 中村国道事務所	0880-34-7301	道路
	西岡造船	0880-82-0107	
144	愛媛プラスチック造船	0895-29-0221	
	ヤンマー舶用システム株式会社	072-773-5861	
機 械	高知県漁協本所	088-854-3600	市場使用機械等

連絡先一覧②

	名称	電話番号	備考
	高知県漁協本所	088-854-3600	市場使用資材等
 資 材 			
情	NTT西日本高知支店	0120-116116	ネット、電話
情 報 通信			
信			
	四国電力土佐清水営業所	0880-82-0037	電気
	四国電力土佐清水お客さまセンター	0120-410-326	電気
 =	国土交通省 四国地方整備局	0880-34-7301	道路
ライフライン	中村国道事務所		
	NTT西日本高知支店	0120-116116	ネット
	│五光商事 ├──────	0880-82-0210	ガス
	高知日商プロパン	0880-34-3552	ガス
	高知県信漁連	088-823-2251	
	日本漁船保険組合高知県支所	088-875-3237	
資	全国漁業信用基金協会高知支所	088-873-7693	
金	農林中金高松支店	087-851-4406	
	政策金融公庫岡山支店	086-232-3612	
	高知県無線漁業協同組合	0887-22-0855	
7	高知県定置漁業協同組合	088-823-1365	
その他	高知県漁連	088-823-1361	
16 	小型船舶検査機構高知支部	088-882-3003	
	高知県漁港漁場協会	088-821-4615	

8. BCPを活用するための普及、啓発・訓練

地震・津波発生時に、本BCPを参考に迅速かつ的確な行動ができるよう、以下のとおり、 普及、啓発・訓練を行うこととする。

8-1 実施計画

項目	実施時期	目的・内容
普及	随時	【目 的】 ・BCPの周知 ・避難行動計画の周知 【内 容】 ・ハザードマップや被災後の行動フロー等の市場への掲示や備え付け・避難行動ルール等の配布 ・案内板等の設置
啓 発	毎年3月	【目 的】 ・漁協職員、漁業者及び市場関係者を対象に防災意識の向上を図るとともに、地震・津波発生後の対応について確認を行う 【内 容】 ・日頃の心構え ・本BCPの周知 ・地震・津波発生後の手順、体制の確認 ・その他
訓練	毎年8月	【目 的】 ・地震・津波発生後の対応を身につける 【内 容】 ・避難訓練の実施(陸域・海域) ・本BCPの図上訓練 ・その他

※啓発・訓練については「地震・津波防災マニュアル」との調整、連携を図ることとする。

9. 点検・改善

9-1 点検計画

本BCPは、点検・改善時の体制における責任者の指示の下、以下の項目について、年に1回以上の点検を行う。

分類	内容	チェック
基本	基本方針に変更はないか	
方針	対象とするエリアを見直す必要はないか	
運用	平常時の体制に変更はないか	
体制	地震・津波発生時の体制に変更はないか	
	職員状況に変更はないか	
地震・津波防災 マニュアル	地震・津波発生時の情報収集方法に変更はないか	
	避難場所等を見直す必要はないか	
	事業内容に大きな変更は無いか	
	目標再開時間に変更は無いか	
5上1350	事業に必要となる資源に変更は無いか	
計画	被害想定を見直す必要はないか	
	業務に必要な資源や影響度に変更は無いか	
	対策(事前、地震・津波発生後~事業再開)を見直す必要は無いか	
地震・津波発生	対応フローを見直す必要はないか	
後~事業再開	対応体制を見直す必要はないか	
までの行動	対応方法を見直す必要はないか	
	普及活動は計画的に実施されているか	
	普及計画を見直す必要は無いか	
数字.≡ii体	啓発・訓練は計画的に実施されているか	
教育・訓練	啓発・訓練計画を見直す必要は無いか	
	点検・改善は確実に実施されているか	
	点検・改善計画を見直す必要はないか	

9-2 改善計画

本BCPは、啓発・訓練の活動状況及びチェックリストによる点検結果の確認を行い、必要に応じて改善していくものとする。改訂した場合には以下にその履歴を記入することとする。

改訂履歴	内容	改訂 年月日	備考
1	誤字等の修正、体制の確認・見直し等	H27.3.11	
2	担当職員の変更	H30.1.22	
3	体制の確認・見直し、コロナウイルス感染症の対策を追記、 担当職員の変更	R3.6.14	
4	誤字脱字の訂正	R3.11.1	
5	体制の確認・見直し,担当職員の変更等	R4.9.30	
6	体制の確認・見直し,担当職員の変更、 コロナウイルス感染症の記載を削除	R6.2.28	
7			
8			
9			
10			
11			
12			

10. 今後の検討課題

本BCPは、以下のことについて引き続き検討し、反映させることとする。

- ○目標再開時間の妥当性の確認・検討
- ○地震の規模、発生時刻、時期など複数のパターンに対する対策の検討
- ○取引先との協力関係の構築
- ○震災直後から稼動可能な漁船を確保するための検討
- ○遠隔地の企業との提携など、緊急時対策の見直し
- ○漁協事務所が機能を喪失した場合の代替拠点の検討
- ○緊急時の意思確認方法についての検討(特に本所、支所)
- ○被災後の生活資金や運転資金を確保するための検討
- ○その他早期に水産物の生産流通活動を再開させるために必要なこと

11. 関係資料

参考資料1 高知県漁協清水ブロック各支所の情報

参考資料2 復旧等に係る事業制度等

参考資料1 高知県漁協清水ブロック各支所の情報

支所名	職員数	住所	電話番号	組合員数	
				正	准
清水統括支所	16名	〒787-0328 土佐清水市戎町3-1	0880-82-1221	226	228
以布利支所	2名	〒787-0302 土佐清水市以布利540-7	0880-82-8031	156	5
下川口支所	1名	〒787-0559 土佐清水市下川口1131-83	0880-86-0311	35	43
下ノ加江支所	4名	〒787-0242 土佐清水市下ノ加江211-19	0880-84-0321	48	23
布支所	1名	〒787-0241 土佐清水市布2034	0880-84-0014	7	61
足摺岬事務所	1名	〒787-0315 土佐清水市足摺岬1181-1	0880-82-0241	0	4
窪津支所	6名	〒787-0312 土佐清水市窪津476	0880-82-7111	55	153

参考資料2 復旧等に係る事業制度等

1. 災害を受けた場合に、復旧・復興を進めるための事業・制度の事例として、東北地方太平洋沖地震・津波における支援事業を以下に示す。

番号	事業名			
水産業復興支援(非公共)				
1	漁業・養殖業復興支援事業(用船料等の必要経費の助成等)			
2	漁船等復興対策(漁業協同組合等が行う漁船・漁具の復旧等)			
3	養殖施設災害復旧事業(激甚災害法に基づく養殖施設の復旧等)			
4	被災海域における種苗放流支援事業 (他海域からの種苗生産施設等からの種苗導入による放流尾数の確保)			
5	水産業共同利用施設復旧整備事業(漁協等の水産業共同利用施設等整備に対する支援)			
6	水産業共同利用施設復旧支援事業 (水産業共同利用施設の早期復旧に必要な機器等の整備)			
7	加工原料等の安定確保取組支援(遠隔地からの水産加工原料確保に係る掛増経費の支援)			
8	漁場復旧対策支援事業(漁場のがれき等の撤去)			
9	水産関係無利子化等事業 (災害復旧・復興関係資金の実質無利子化、無担保・無保証人融資の推進)			
10	漁協経営再建緊急支援事業(漁協等が経営再建のために借り入れる資金の実質無利子化)			
11	漁業者等緊急保証対策事業(無担保・無保証人融資を推進するための保証料助成等)			
12	保証保険資金等緊急支援事業(代位弁済急増に対する支援)			
13	漁業復興担い手確保対策事業(他の漁船での新たな漁法や技術の習得等に対する支援等)			
14	放射性物質影響調査推進事業(水産物の放射性物質検査)			
15	海洋生態系の放射性物質挙動調査事業(放射性物質の挙動等の調査)			
水産基	水産基盤整備事業【公共】(被災拠点漁港の流通・防災機能の強化と地盤沈下対策)			
漁港関係等災害復旧事業【公共】(地震や津波の被害を受けた漁港、海岸の災害復旧)				

参考資料2 復旧等に係る事業制度等

2. 1以外の漁業者、水産加工業者等の支援に関連する主な事業・制度の事例を以下に示す。

番号	事業名
ぎょさい制度	漁獲共済、養殖共済、特定養殖共済、漁業施設共済
漁船保険	漁船が不慮の事故等によって受ける損害や、漁船の運航 に伴う不慮の費用負担等を、保険の仕組みを通じて補填
漁業関係資金無 利子化事業	被災漁業者を対象として、漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金の貸付金利を実質無利子化する
漁協経営再建緊 急支援事業	被災漁協等が経営再建のために借り入れる資金を実質 無利子化する。漁業者等緊急保証対策事業の活用により無担保・無保証人での借り入れが可能となる。
漁業者等緊急保 証対策事業	漁船建造資金や漁協の復旧資金等に対して、無担保・ 無保証人融資を推進するための緊急的な保証について 支援する。漁業信用基金協会が保証する
保証保険資金等 緊急支援事業	急増が見込まれる保証保険期間の代位弁済経費等を支 援する